

第2次仙北市子ども読書活動推進計画 (令和2年度～令和6年度)



仙北市教育委員会

***** 目 次 *****

第1章 計画策定の主旨

1	計画の策定にあたって		1
2	計画の期間		2
3	計画の対象		2

第2章 計画の基本目標

1	基本目標		2
2	施策の体系		3

第3章 読書活動の推進

1	家庭		5
2	地域		7
3	学校等		8
	(1) 認定こども園・保育園		
	(2) 小学校		
	(3) 中学校		
	(4) 高等学校		
4	放課後児童クラブ		13
5	市立図書館		14
※	用語解説		17

資料編

1	読書に関する意識調査		19
2	市立図書館		21
3	公民館図書室／ボランティアグループ／放課後児童クラブ		22
4	子どもの読書活動の推進に関する法律		23
5	秋田県民の読書活動の推進に関する条例		25
6	仙北市市民読書条例		26
7	第2次仙北市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿／ 第2次仙北市子ども読書活動推進計画策定経過		27

第1章 計画策定の主旨

1 計画の策定にあたって

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど、人生をより豊かに生きる力を身に付けていくために欠かすことの出来ない大切なものです。しかしながら、テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成により、近年は子どもの読書離れが指摘されています。

国では、子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立、秋田県では、平成22年4月に「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」が施行され、平成23年3月に「秋田県読書活動推進基本計画」が策定されました。仙北市においては、平成23年6月「仙北市市民読書条例」を制定し、子どもの読書にあっては、平成27年度から平成31年度（令和元年度）を計画期間とする「仙北市子ども読書活動推進計画（以下「第1次計画」という。）」が策定され、子どもの健やかな成長のために読書活動の重要性について各教育機関をはじめ、ボランティアグループや有志の方々との様々なアプローチにより、読み聞かせや、親子が図書館を利用しやすい環境づくり等、子どもの読書活動の推進に積極的に関わり、平成31年4月には、「子どもの読書活動優秀実践図書館」として田沢湖図書館が文部科学大臣表彰を受けました。

本計画の策定にあたっては、第1次計画の取り組みや成果、現状と課題を検証するとともに、子どもの読書活動を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、子どもが自主的に読書に向かうことができるよう、読書の楽しさ、大切さを伝え、子どもがよりよく生きていく力を育てることを目的として、令和2年度から今後5年間にわたる計画の基本目標を示す「第2次仙北市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、必要に応じて内容の変更・修正等の見直しを行います。

3 計画の対象

おおむね18歳以下の子どもと子どもの読書活動の推進に関わる保護者をはじめ、ボランティア、行政関係者等を対象とします。

第2章 計画の基本目標

1 基本目標

「仙北市子ども読書活動推進計画（第1次計画）」の成果や課題を踏まえて、家庭や地域、学校の協力をもとに子どもの表現力を高め、創造力・想像力を豊かなものにし、仙北市全体で子どもの読書活動の推進を図ります。子ども一人ひとりの読書が、生涯にわたる読書活動につながるよう本計画を推進します。

第2次計画では、第1次計画の基本的な指針を継承し、次に挙げる2つの基本目標を定め計画の推進を図ります。

- 家庭・地域・学校・図書館等における子どもの読書活動の推進と連携
- 読書に親しむことができる環境整備と情報提供

2 施策の体系

基本目標	区 分	施 策	就学 前 児 童	小 学 生	中 学 生	高 校 生
〇〇家庭・親しむ・地域・学校・図書館等における子どもの読書活動の推進と連携 情報提供	家 庭	・家庭での読書習慣の形成	○	○		
		・図書館利用の促進	○	○	○	○
		・子育てに関わる人への読書啓発	○	○		
		・読書の啓発	○	○	○	○
	地 域	・読み聞かせ等ボランティアの育成と支援	○	○		
		・読書に親しむ機会の提供	○	○		
		・読書に関する理解の促進	○	○	○	○
		・図書館を中心とした関係機関との連携と整備	○	○	○	○
	学 校	認 定 こども園 保 育 園	・読書活動の充実	○		
			・家庭との連携	○		
			・保護者支援	○		
			・園での本の貸し出し	○		
		小 学 校	・各小学校の個性的な取り組みを支援		○	
			・小学校間の連携強化		○	
			・多様な図書資料等を用いた授業での学校図書館の活用		○	
			・学校図書館への新聞の配備		○	
			・学校司書の配備		○	
			・地域に開かれた学校づくり		○	
		中 学 校	・魅力ある読書の場所としての学校図書館の活用			○
			・学習センター、情報センターとしての学校図書館の活用			○
			・中学校間の連携の強化			○
			・学校図書館への新聞の配備			○
			・学校司書の配備			○
			・地域に開かれた学校づくり			○

基本目標	区 分		施 策	就学 前児童	小 学 生	中 学 生	高 校 生
	学 校 等						
〇〇家庭・地域・学校・図書館等における子どもの読書活動の推進と連携 読書に親しむことができる環境整備と情報提供	学 校 等	高等学校	・読書環境の整備				○
			・図書機関との連携拡大と情報提供の強化				○
			・人材育成の推進				○
	放課後児童 ク ラ ブ		・図書館との連携		○		
			・読み聞かせボランティアとの連携		○		
			・読書に興味をもつための工夫		○		
	市立図書館		・図書館の情報提供	○	○	○	○
			・図書の充実	○	○	○	○
			・発達段階に合わせた選書、展示、イベント等の実施	○	○	○	○
			・学校等への支援	○	○	○	○
			・親子を対象とした読書活動の実施	○	○		
			・親しまれる図書館づくりの推進	○	○	○	○
			・図書館の役割等を学ぶ機会を支援		○	○	○
			・学校図書館支援事業の継続		○	○	



第3章 読書活動の推進

1 家庭

子どもが本に親しむきっかけは、家庭で保護者が実際に本を手に取り、子どもに見せ、読み聞かせるところにあります。また、図書館を利用することによって、多くの本にふれあう機会を作ってあげることも重要になります。就学前の子どもにとって、家庭での読書習慣は、親子のふれあいの時間を充実させ、幼い頃より多くの本と出会うことにより育まれ、想像力を豊かにします。

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境は、ゲーム機やスマートフォン、タブレット端末が普及し、SNS等の多様なコミュニケーションツールが拡大し、変化しています。また、核家族や両親の共働き等、家族形態や労働環境により0歳児からの認定こども園・保育園の入園も増えており、家庭においては、一日のうち子どもと過ごす時間が短く、絵本や読書を親子がともに楽しむ時間がもてないこともあります。絵本を通じた親子のふれあいの時間が少なくなっており、読書時間の短縮による子どもの活字離れ、読書離れが懸念されています。

読み聞かせは、子どもと最も身近な保護者が読書の面白さや楽しさを共有できる大切な時間になります。

抱っこや語りかける人の声で、自然とスキンシップが図られると同時に、情緒が安定し愛情が育まれ絆が生まれます。さらに幼い頃から本に親しむことにより、子どもの興味や好奇心を育てます。

また、本を通して会話も増え子どもの想像力とコミュニケーション能力を育てる機会にもなります。子どもが乳幼児期から本に親しむ機会をつくるためには、保護者の読書に対する興味・関心が大きく影響することから、今後も保護者に対し読み聞かせや子どもと読書をする楽しさを伝えることが大切です。

【今後の取り組み】

・家庭での読書習慣の形成

幼少期は、スキンシップを主とした読み聞かせの時間を大切にするとともに、子どもの発達段階に応じた家庭での読書の時間が大切になります。親子一緒になって読書の時間を共有し、保護者が本の楽しさや読書に興味をもてるように働きかけます。

- ・図書館利用の促進

図書館では、本の貸し出しのほかに本への興味をもってもらうように様々な事業が開催されています。図書館は静かに利用するところといったイメージがあり、小さい子どもをもつ家庭においては、利用を躊躇する傾向も見られます。

しかし、託児付きのイベントや親子で参加する読み聞かせの会を利用し、多くの本にふれ、実際に手本となる読み聞かせを聞くことにより、家庭での読書習慣へつなげていくよう働きかけます。

- ・子育てに関わる人への読書の啓発

子どもの成長における読書の大切さや意義について広く伝え、啓発に努めます。

また、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、子育て支援センター等の読み聞かせにおいて、親子のふれあいの大切さや家族での絵本の楽しみ方を伝えていく機会を設けます。

- ・読書の啓発

小・中学校で行われるノースマホ・ノーゲームDAYのように家庭において、メディア利用より本を手にする機会をつくるよう働きかけます。家庭への読書の呼びかけや広報誌やポスター掲示、ホームページを活用した情報の提供拡大を図ります。



2 地域

仙北市には、田沢湖地区と角館地区に市立図書館があり、西木地区には公民館図書室が設けられています。また、地域においては、市民ボランティアによる読み聞かせ会などが行われ、地域の人々や家族との交流を通じて子どもが本に親しむ活動に取り組んでいます。

このような活動は、子どもの読書活動を推進していくうえで重要な役割を担っており、今後も地域と家庭、学校、図書館の連携はより大切なものになっていきます。

【現状と課題】

市内各地区には、子どもと本をつなぐきっかけづくりをしている読み聞かせグループがあり、学校や図書館等で活動しています。日常のほとんどを自分の住んでいる地域で過ごす子どもにとって読み聞かせは、新しい世界を伝え、驚きや感動を味わい、想像力豊かな子どもを育てます。また、子どもの自主的な読書活動を推進するためには、地域社会全体での取り組みが必要であり、まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、関係機関がボランティアグループ等と連携し、相互に協力を図りつつ取り組みを推進していくことが求められます。

【今後の取り組み】

・読み聞かせ等ボランティアの育成と支援

研修会等の開催情報を積極的に発信し、新たなボランティアやボランティアグループの育成に努めます。現行のボランティアグループについては、図書施設の利活用を推進するとともに、個々の技術向上に向け支援します。また、市内の学校等（秋田県立大曲支援学校せんぼく校と認定こども園・保育園、小学校、中学校）への読み聞かせによる訪問を奨励します。

・読書に親しむ機会の提供

子どもが自ら進んで読書習慣を身に付けることができるよう、読書イベントや世代間交流を通じて本に親しむことの楽しさや喜びを伝え、成長や発達の段階に応じた本に親しむ機会の提供に努めます。

・読書に関する理解の促進

地域や保護者をはじめ、子どもの周りの大人が読書活動への理解と関心を示し、地域が一体となって読書を楽しむことができる環境づくりに努めます。

・図書館を中心とした関係機関との連携と整備

子どもが読書の喜びを感じることができるよう、図書館をはじめ、子どもの読書活動に関わる機関や施設、団体との連携・協働により、地域社会全体で子ども読書活動を支援する体制の整備に努めます。

3 学校等

学校は、近年の社会の急激な変化に対応し生き抜くために、子どもが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や身の回りの情報を見極め、活用していく力を身に付けていく場所です。子どもがこのような力を身に付けていくために、読書活動は非常に重要な役割を担っているといえます。

学校図書館は「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能を生かして、子どもが自主的・自発的に学習活動や読書活動を充実させていくことを支援する使命があります。そこでは、次の3点が子ども読書活動推進の取り組みの中心となります。

- 子どもの読みたい本や必要なことを調べるための本が、すぐに手に取ることができるように、子どもの手が届く場所に本を揃えておくこと
- 子どもが本を読むための場所と時間を確保すること
- 子どもに本（読書）の魅力をいろいろな方法で伝えたり教えたりできる大人がそばにいること

（1）認定こども園・保育園

【現状と課題】

認定こども園（※1）や保育園の生活では、その時々々の興味や関心に合わせ絵本、物語、紙芝居等の読み聞かせを日常的に取り入れています。また、保育者が読んであげたい絵本を選んだり、意図的に取り入れたりして絵本に親しむ環境も大切にしています。まだ言葉の出ない低年齢の子どもが自分で好きな本を選び、保育者の膝の上で読んでもらうのを楽しみにしている姿もたくさん見受けられます。絵本から得ることができる様々な刺激は、豊かな感性や表現力を養い、健康な心や道徳性・協調性が育まれることで言葉による伝え合いに結び付いていきます。

各保育室には、季節や興味・年齢に沿った絵本コーナーがあり、生活の場に本があることで子どもが日常的に様々な分野の絵本にふれ親しむ環境づくりに努めています。さらに園にある絵本の他に地域の図書館から貸し出しを受けて、よりたくさん本にふれあうことができる環境を整えていくことで、子どもがより本への興味をもつことにつながっています。

現在では、核家族化が進み、読書や情報伝達にパソコンやスマートフォンを用いることが多くなり、保護者自身が本を手にする時間や子どもとのコミュニケーションを取る時間が減少しがちな状況にあります。各家庭で子どもに読み聞かせの時間や子どもとのふれあいの時間を少しでも設けてもらうためにも、子育てをする大人たちに本とのふれあいや読み聞かせがもたらすコミュニケーションの良さを実感してもらえるようにどんな働きかけができるかが課題としてあげられます。

【今後の取り組み】

・読書活動の充実

日々の暮らしの中で、ワクワクするような大好きな絵本との出会いを大切に、保育者と子どもが一緒になって絵本に親しめる環境を整え、読書習慣の土台づくりができるよう努めていきます。

また、絵本の読み聞かせの研修会等を活用し、保育者のスキルアップに努めていきます。

・家庭との連携

読み聞かせの大切さとして、乳幼児期に本にふれることは好奇心や探求心を高め、人間形成の基礎を築く時期であることを伝え、家庭とともに絵本に親しむ環境を整えていきます。

・保護者支援

子どもと一緒に読書を楽しむことが子育ての楽しみにつながるように、各家庭や保護者の状況に合わせた働きかけを工夫します。

・園での本の貸し出し

園での読み聞かせにより、子どもが興味をもった絵本や本を家庭へ貸し出しすることで、継続した本への興味と家庭でも読み聞かせを行うきっかけとなるように本の貸し出しを促進します。

(2) 小学校

【現状と課題】

小学校では保護者や市民ボランティアの協力を得て、読書推進を目指した行事の取り組みが行われています。また、全ての学校で10～15分の一斉読書の時間が設けられ、子どもの読書への意欲喚起や落ち着いた生活リズムの醸成に大きな効果を上げています。

さらに、家庭との連携を強くし、「家庭読書の日」を設定するなど、読書を楽しむ大人の姿を子どもに示す取り組みが続けられています。

毎年行われている秋田県学習状況調査（小4～中2）及び全国学力・学習状況調査（小6・中3）における児童生徒質問紙によれば、上学年ほど読書の冊数及び時間が多いことが認められます。【資料編：P19・20参照】

しかしながら、第1次計画において掲げられた学校司書（※2）の配置については実現されていません。代替措置として、学校図書館支援員が定期的に各小学校を訪問して、学校図書館の環境整備を支援しています。

【今後の取り組み】

- ・各小学校の個性的な取り組みを支援

読書集会を開催し、読書の奨励や図書館の利活用を呼びかけたり、文学作品のお気に入り箇所などを暗唱したりする等の各校における取り組みは、子ども同士が互いに刺激し合い、個々の読書活動にはずみをもたせる効果が期待されます。

- ・小学校間の連携の強化

読書習慣の定着していない子どもが友達の読書する様子に感化され読書量増加に結びつくことは以前からいわれています。子どもサミット～S e m b o k u C i t y ジュニア未来会議～(※3)など交流できる場において、各校の取り組みを情報交換し、学校を越えて刺激し合うよう連携の場を設けます。

- ・多様な図書資料等を用いた授業での学校図書館の活用

授業での学校図書館の活用は、特定の教科に限られている傾向があります。より多くの教科で学校図書館を活用できるよう蔵書、施設・環境の充実について、学校図書館の館長である各学校長及び担当教員に働きかけます。

- ・学校図書館への新聞の配備

令和4年4月1日より、成年年齢は18歳となります。現実社会の諸課題を多面的に捉え、考察し、公正に判断する力が一層重要になります。社会の動きを確かに捉えるために、子ども自身が活用できるように学校図書館の新聞配備を整えることが不可欠です。

- ・学校司書の配備

学校図書館の充実には蔵書・人材の双方の充実が必要です。学校図書館支援員の現在の訪問回数を増やし、本推進計画の実行中に学校司書の配備につなげます。

- ・地域に開かれた学校づくり

市民ボランティア等の協力が得られやすいように、地域に開かれた学校づくりを推進します。今後2～3年の間に整っていく地域学校協働本部(※4)と学校図書館の活用をつなぐ働きをします。

(3) 中学校

【現状と課題】

市内すべての中学校では、15～20分の一斉読書の時間が設けられ、教職員と子どもが共に読書に取り組んでいます。教職員が各学級に赴き、読み聞かせを実施している中学校は、読み聞かせから感じたことを教師と子どもが共に語り合う時間ができた等、心を育てる上で成果がみられます。しかし、読書関連行事を開催している中学校は少なく、また、市民ボランティアの協力を得ている学校もほとんどない状況です。

学校図書館内の環境については、学校によって差が見られます。学校図書館を落ち着いて過ごせる場所、足を運びたくなる場所として整備・運営していくことが課題です。

【今後の取り組み】

・魅力ある読書の場所としての学校図書館の活用

休憩時間や放課後の活動時間を各教室や特別教室、体育館で過ごすことが多い中学生にとって、学校図書館がより魅力ある場所になるように蔵書、施設・環境の充実について、学校図書館の館長である各学校長及び担当教員に働きかけます。

・「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の活用

学校図書館の機能をより多くの教科及び授業で活用できるよう、学校図書館の館長である各学校長及び担当教員に働きかけます。また、子どもがいつでも利用できる開かれた学校図書館となるように、日中の施錠が必要のない環境を整えます。

・中学校間の連携の強化

子どもサミット～S e m b o k u C i t y ジュニア未来会議～など交流できる場において、各校の取り組みを情報交換し、学校を越えて刺激し合うよう連携の場を設けます。

「学校図書館管理システム及び学校公共連携横断検索システム」の利活用からも連携を強め、仙北市の中学生が校区を超えて本や読書について同じ話題で語り合える環境と機会を設けます。

・学校図書館への新聞の配備

令和4年4月1日より、成年年齢は18歳となります。現実社会の諸課題を多面的に捉え、考察し、公正に判断する力が一層重要となります。視野を広げ、ものの見方考え方を学ぶために、子どもが新聞を活用することは有効であると考えます。学校図書館への新聞配備及び有効活用を支援します。

・学校司書の配備

学校図書館や地域の図書館などを上手に活用していくために、子どもにとっては、図書に関する知識の案内人となる学校司書の存在が大きく関わります。読書への興味が喚起されるよう人的な配備を働きかけていきます。

・地域に開かれた学校づくり

市民ボランティア等の協力が得られやすいように、地域に開かれた学校づくりを推進します。今後2～3年の間に整っていく地域学校協働本部と学校図書館の活用をつなぐ働きをします。

(4) 高等学校

【現状と課題】

高等学校では、生徒による図書委員会が中心となって、学校図書館運営に率先して励んでいます。学校図書館より発行される「図書だより」は、新刊や季節毎、学校行事に関するテーマに合わせ本の紹介や魅力を詳細に伝え、生徒への情報提供の場を充実させています。図書委員会は図書館にある本を題材にしたテーマパークを企画したり、毎年発行される図書館報に先生方から読書に対する意見をもらったり、おすすめの本の紹介をしたり次年度の活動につながる取り組みが年々工夫されています。高校生自身によってつくられる読書活動の推進に司書教諭（※5）や学校司書の指導やサポート支援が加えられ、高校生の読書への意欲向上につながっています。

学校司書が常時在室できる環境が整えば、さらに生徒に寄り添い、図書や読書に関する助言や提供ができると考えます。

また、スマートフォンやパソコンといった端末機器の所有率が高い高校生にとって、紙媒体の本を手にする機会は、年々減少傾向にあり、直接本に慣れ親しむ時間や場所づくりが課題となります。

【今後の取り組み】

・読書環境の整備

社会人へと近づく高校生にとって、1冊の本との出会いが今後の生き方や進路へのきっかけにつながる可能性が大いにあります。高校生の読書活動がより良いものに発展するよう、読書環境の整備に努めます。

・図書機関との連携拡大と情報提供の強化

学校図書委員会と市立図書館との更なる連携により、図書情報を共有し読書意欲向上に努めます。

・人材育成の推進

インターンシップを利用し、市立図書館への生徒の受け入れを通して、高校生が図書業務の理解を深めたり、読み聞かせや図書整理のボランティアに加わったりできることで、地域で図書に係る人材育成を図ります。

4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、学校内で開設しているものだけでなく、学校外の建物で開設しているクラブもあり、図書の種類や量も様々です。学校の放課後の時間以外にも、土曜日や長期休業中には、1日の大半をクラブで過ごす子どもがほとんどです。児童クラブは、子どもにとって、工夫することにより本に親しめる有効な時間であり空間です。

【現状と課題】

子どもは、これまで寄付していただいた本や学校図書館から借りた本を繰り返し自分で読んだり、読んでもらったりしています。

さらに、色々な本に親しませるため、「ありがとう文庫」(※6)より子ども向けの図書を借用し、学校図書館を利用しにくいクラブに約30冊ずつ配布して、4か月程度で交換しています。

白樺児童会(生保内小)は、土曜日や長期休業中は田沢湖図書館に子どもを連れて行き、図書館事業に参加しています。また、中川っ子クラブ(旧中川小)は、夏休み中に学習資料館に子どもを連れて行き、本の整理体験をしたり借り方を教わったりしています。マロンクラブ(西明寺小)は、読み聞かせボランティアを招いて、音楽と読み聞かせを体験しています。

置かれている本は、古い図書が多く新本が少ないこと、また施設によっては、図書の置き場所が少ないことも課題です。また、クラブによって取り組みに差があることも課題の一つです。

たくさんの子どもの読書に興味をもてるようになるためにも、クラブ内の図書環境と人的環境を整えることが必要です。

【今後の取り組み】

・図書館との連携

子どもが本に親しみ、読書を楽しむ時間を確保します。より関心を高めるために、図書館と連携し、子どもが自分自身で本を選ぶ機会を増やします。

・読み聞かせボランティアとの連携

長期休業時は、読み聞かせボランティアの方々に各クラブを訪問していただき、読書に親しむ時間を設けます。

・読書に興味をもつための工夫

支援員の図書担当を決めて、図書のスペース作りやプレゼンテーションの仕方を任せます。また、支援員の研修に、読み聞かせの仕方を取り入れたり、関心のある支援員には他機関の行っている読み聞かせの研修会等への参加を促します。また、各クラブの日課に読書の時間を設ける等読書に親しめる工夫をします。

5 市立図書館

人の生涯において、より充実した生き方、心豊かな生き方をサポートする機関として、また、読書の機会・場所そして学習意欲を満足させるための知的情報提供の場として、図書館の果たす役割は大きいものがあります。

図書館には現代社会において一般利用者はもとより、次世代を担う子どもへの読書環境の整備について更に多様化されたサービス内容が求められています。

こうした背景のなか、平成22年度には学習資料館・田沢湖図書館・西木公民館図書室の図書管理がシステム統合され、更に平成23年度には市内12の小中学校図書館とのネットワークが構築されています。子どもはインターネットを利用できる環境であれば、どこにいても学校や図書館の蔵書データにアクセスし、情報収集・学習補助・横断検索を利用できます。図書館には仙北市の知的ネットワークの中枢を担うべき役割があります。

【現状と課題】

就学前の子どもについては、平成29年度から学習資料館では月1回のおはなし会と託児を組み合わせた「リフレッシュ in 学習資料館」(※7)、田沢湖図書館では月3回「とことこタイム」(※8)を試行し、子どもと保護者が利用しやすい環境をつくっています。また、認定こども園や保育園、学校の職員やボランティアを対象に継続的に読み聞かせの講習を行い、さらなるスキル向上を目指しています。

平成31(2019)年度の全国学力・学習状況調査のアンケート結果【資料編：P19・20参照】では、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行くか」という質問に、「ほとんど、またはまったく行かない」と答えた仙北市の小学校6年生は45.8%、中学校3年生では49.4%でした。しかし、「読書は好きか」との質問には、小学校6年生で50.0%、中学校3年生で51.3%の子どもが「当てはまる」と回答しています。小中学生に図書館へ足を運んでもらうために、学校や放課後児童クラブ、家庭との連絡を密にし、引き続き職場体験の受け入れや、授業へ積極的な協力を行っています。

高校生に対しては、インターンシップ等の受け入れを継続し、生徒が図書館の役割や意義について学ぶ機会となるよう、取り組みを続けます。

図書館の課題としては、地域の人口が減少していく中で、貸出冊数や利用者数を維持すること、子どもにとって必要な図書や地域資料の収集と蔵書の更新を行うこと、図書館の使い方や取り組みを子どもにより深く知ってもらうことが挙げられます。市立図書館では、社会情勢や図書館をとりまく現状を十分に認識し、より現代的で魅力ある図書館像を常に模索し、子どもが利用したいと感じられる読書環境を整備しています。

図書館の図書購入費は全国的に縮減傾向になっています。利用者のニーズに応え図書館としての役割が果たせるよう、仙北市市民読書条例に基づき、予算を確保し効果的に運用しています。

その一つとして、子ども読書活動推進事業を掲げ、市内全ての小中学校に図書の提供を行っています。

また、学校図書館支援事業（※9）により、平成24年度から学校図書館支援員2名を配置し、市内の小中学校を定期的に訪問し、各校の図書館で支援活動を行っています。すべての学校に学校司書がない状況の中で、支援員の活動は学校図書館の活性化に大きな役割を果たしています。しかしながら、12校を2名で回っているため、1校当たり月に2回しか訪問できていないのが現状です。市内全校に学校司書が配置されるまで支援員の派遣が必要と考えられます。

【今後の取り組み】

- ・ 図書館の情報提供

子どもの読書意識を高めるため、図書館でのイベントや図書の情報を広報やホームページ、図書館だより等を活用し、積極的に発信します。

- ・ 図書の充実

子どものニーズにあった図書や地域資料の収集、蔵書の更新を行い、利用しやすい図書館を目指します。

- ・ 発達段階に合わせた選書、展示、イベント等の実施

子どもの発達段階に合わせた選書・収集、テーマ展示、イベント等の企画を実施し、図書館への興味が高まり利用増につながるよう努力していきます。

- ・ 学校等への支援

小中学校・認定こども園・保育園及び放課後児童クラブに対し、ホームページや図書館だよりを通じて、図書やテーマ展示の情報を提供します。要望に応じて、まとまった冊数を1か月貸し出します（団体貸出）。また、図書館の使い方が学べる取り組み等を実施していきます。

- ・ 親子を対象とした読書活動の実施

子どもへの読み聞かせについては、ボランティアの方々の力を借りて取り組み、そのスキル向上のためのサポートを十分に行います。図書館でのおはなし会を継続して開催します。

- ・ 親しまれる図書館づくりの推進

地域の交流の場でもある図書館の利用や授業を通して、理解をより一層深めてもらうため、「リフレッシュ in 学習資料館」「とことこタイム」といった取り組みを継続し、親子で利用しやすい環境の整備を行います。図書館でのイベント開催に加え、学校事業の一環で訪れる多くの子どもが、読書の魅力に気づき興味をもって自ら足を運んでくれる親しまれる図書館を目指します。

- ・図書館の役割等を学ぶ機会を支援

職場体験やインターンシップ等の受け入れを継続し、学びを支援します。子どもが図書館の役割や意義及び司書の仕事について学べるよう内容の充実に努めます。

- ・学校図書館支援事業の継続

改正学校図書館法では、全ての学校に学校司書を配置するよう努めることとされており、その配置まで学校図書館支援事業を継続します。

現在2名の支援員の増員及び訪問回数の増加を目指し、より充実した学校支援を推進します。



用語解説

※1 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、(1) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)、(2) 地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。

※2 学校司書

教員としてではなく事務職員として採用された者が学校図書館に勤務する場合は、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」と呼ばれます。

※3 子どもサミット～S e m b o k u C i t y ジュニア未来会議～

仙北市内の小・中学校児童会・生徒会の代表が一堂に会し、学校生活の課題や仙北市民として解決したい課題を共有し、その解決のためにそれぞれの立場から意見を交流し合います。「ふるさと」に生きる意欲の喚起・「ふるさと」を思う心を育む目的で行っている会議です。

※4 地域学校協働本部

社会全体で子どもの成長を支えていくために、地域と学校がパートナーとなって、“学校を核とした地域づくり”を行う「地域学校協働活動」を推進するための体制です。地域と学校の連絡・調整を図る「地域学校協働活動推進員」を中心として、地域住民・保護者・企業・NPOなど様々な人が構成員となります。

※5 司書教諭

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととしています。(学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければなりません。)

司書教諭は、教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。

※6 ありがとう文庫

旧西木村の青年グループ「サラダハウス」が、不要になった本の提供を全国に呼びかけ、集まった本を各所へ配置しました。

※7 リフレッシュ i n 学習資料館

時間におわれる子育て中のお父さん、お母さんにゆっくりとした気持ちで図書館を利用してもらいたいと開催している事業です。この事業は、月に1度おはなし会「うさぎのみみ」終了後、希望者を対象に1時間の託児を行うものです。その時間に読書などを楽しんでもらい、この事業をきっかけに一利用者としての興味を引き出し、図書館の継続的な利用につなげるということも目的としています。

※8 とことこタイム

田沢湖図書館で月3回土曜日の9時から12時に実施している、乳幼児を連れた保護者が利用しやすいよう設けた時間帯です。周囲に対して保護者は、子どもの泣き声や笑い声を気にしないで図書館を利用できます。令和2年度からは回数を増やし、毎週土曜日に実施します。

※9 学校図書館支援事業

学習資料館の独自の事業。市内小中学校に専任の司書がない現況において、学校図書館支援員2名が市内小中学校を定期的に訪問し、図書データの入力・図書の発注・書架整理・配架デザイン等、学校図書館の環境整備作業を行い、各校の図書担当教諭の手助けをしています。

資 料 編

○読書に関する意識調査

(H30・31「全国学力・学習状況調査」、H30「秋田県学習状況調査」より読書に関する項目を抜粋)

H30(2018)秋田県学習状況調査

質問番号6-1 読書は好きだ

	4年生		5年生		6年生	
選択肢	仙北市	全県	仙北市	全県	仙北市	全県
1. 当てはまる	53.0%	59.4%	50.0%	57.2%	50.0%	52.1%
2. どちらかといえば、当てはまる	32.0%	28.2%	34.3%	29.7%	31.4%	32.3%
3. どちらかといえば、当てはまらない	12.2%	8.6%	10.1%	9.4%	12.4%	11.1%
4. 当てはまらない	2.8%	3.7%	5.6%	3.7%	6.2%	4.5%
	中学校1年生		中学校2年生			
選択肢	仙北市	全県	仙北市	全県		
1. 当てはまる	48.0%	49.6%	49.4%	48.2%		
2. どちらかといえば、当てはまる	32.6%	31.5%	31.1%	31.3%		
3. どちらかといえば、当てはまらない	13.1%	13.0%	13.3%	13.8%		
4. 当てはまらない	6.3%	5.8%	6.1%	6.7%		

質問番号6-2 1か月に何冊くらい本を読みますか

	4年生		5年生		6年生	
選択肢	仙北市	全県	仙北市	全県	仙北市	全県
1冊も読まない	4.4%	2.9%	9.6%	4.0%	6.2%	4.1%
1～2冊	29.3%	18.3%	34.3%	22.6%	38.6%	29.3%
3～4冊	32.6%	25.3%	33.1%	28.0%	28.6%	30.5%
5～10冊	18.2%	27.5%	13.5%	26.1%	15.2%	23.3%
11冊以上	15.5%	26.1%	9.6%	19.3%	11.4%	12.9%
	中学校1年生		中学校2年生			
選択肢	仙北市	全県	仙北市	全県		
1冊も読まない	8.6%	7.1%	5.0%	9.7%		
1～2冊	52.0%	45.6%	59.4%	49.3%		
3～4冊	25.1%	28.4%	26.7%	25.3%		
5～10冊	10.3%	13.0%	7.2%	11.1%		
11冊以上	4.0%	5.9%	1.7%	4.6%		

質問番号6-3 本を読んだり、借りたりするために、1か月に図書館にどれくらい行きますか

	4年生		5年生		6年生	
選択肢	仙北市	全県	仙北市	全県	仙北市	全県
0回	12.4%	14.5%	29.2%	20.1%	27.1%	25.5%
1～2回	30.3%	28.9%	36.0%	31.0%	26.7%	32.1%
3～4回	25.8%	23.4%	18.5%	22.8%	22.9%	20.7%
5回以上	31.5%	33.2%	16.3%	26.1%	23.3%	21.6%
	中学校1年生		中学校2年生			
選択肢	仙北市	全県	仙北市	全県		
0回	37.9%	47.2%	21.8%	56.1%		
1～2回	35.1%	33.8%	57.5%	29.2%		
3～4回	15.5%	10.9%	11.7%	8.3%		
5回以上	11.5%	8.2%	8.9%	6.4%		

H30(2018)全国学力・学習状況調査

質問番号15 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書するか
（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）

選択肢	6年生		中学校3年生	
	仙北市	全県	仙北市	全県
1. 2時間以上	3. 1%	6. 0%	4. 5%	6. 1%
2. 1時間以上、2時間より少ない	7. 8%	10. 1%	8. 0%	11. 1%
3. 30分以上、1時間より少ない	22. 7%	22. 7%	22. 5%	23. 0%
4. 10分以上、30分より少ない	41. 4%	30. 6%	22. 0%	30. 9%
5. 10分より少ない	11. 7%	14. 5%	12. 0%	9. 6%
6. 全くしない	13. 3%	16. 1%	31. 0%	19. 2%

質問番号16① 放課後に何をして過ごすことが多いか〈1. 家で勉強や読書〉（小学校6年生）

質問番号16② 放課後に何をして過ごすことが多いか〈2. 家で勉強や読書〉（中学校3年生）

選択肢	6年生		中学校3年生	
	仙北市	全県	仙北市	全県
1. 当てはまる	75. 4%	81. 7%	57. 0%	59. 0%
2. 当てはまらない	24. 6%	18. 3%	43. 0%	41. 0%

質問番号17② 週末に何をして過ごすことが多いか〈2. 家で勉強や読書をしている〉（小学校6年生）

質問番号17③ 週末に何をして過ごすことが多いか〈3. 家で勉強や読書をしている〉（中学校3年生）

選択肢	6年生		中学校3年生	
	仙北市	全県	仙北市	全県
1. 当てはまる	78. 7%	79. 4%	63. 0%	63. 9%
2. 当てはまらない	21. 3%	20. 6%	37. 0%	36. 1%

H31(2019)全国学力・学習状況調査

質問番号20 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行くか

選択肢	6年生		中学校3年生	
	仙北市	全県	仙北市	全県
1. 週に4回以上	6. 9%	7. 2%	3. 8%	2. 3%
2. 週に1～3回程度	12. 5%	21. 1%	9. 4%	6. 3%
3. 月1～3回程度	9. 7%	25. 1%	13. 8%	16. 5%
4. 年に数回程度	25. 0%	25. 0%	23. 8%	28. 2%
5. ほとんど、または全く行かない	45. 8%	21. 6%	49. 4%	46. 7%

質問番号21 読書は好きか

選択肢	6年生		中学校3年生	
	仙北市	全県	仙北市	全県
1. 当てはまる	50. 0%	52. 2%	51. 3%	47. 4%
2. どちらかといえば、当てはまる	33. 3%	30. 9%	26. 3%	28. 8%
3. どちらかといえば、当てはまらない	12. 5%	12. 2%	15. 6%	16. 0%
4. 当てはまらない	4. 2%	4. 7%	6. 9%	7. 8%

市立図書館

●田沢湖図書館 仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1

電話：0187-43-1307 FAX：0187-43-1327

施設内容 1F 閲覧室、事務室 2F 学習室、会議室、多目的ホール

開館時間 火曜日～土曜日：9時～18時（試行期間中）、日曜日：9時～17時

休館日 月曜日、祝日（月曜日が祝日の場合は翌日）、月末、

特別整理期間（年10日間以内）、年末年始（12/28～1/4）

蔵書冊数	種別	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	
(H31. 4. 1現在)	冊数	580	951	2,619	2,450	1,360	2,382	(冊)
	産業	芸術	言語	文学	郷土資料	児童書	その他	合計
	1,336	3,892	1,074	9,828	5,425	9,130	859	41,886

購入・貸出等の実績（H30年度）	購入冊数	寄贈冊数	来館者数	貸出人数	貸出冊数	うち児童書	インターネット利用者数
	1,682	786	22,321	4,636	18,043	5,879	714

●学習資料館 仙北市角館町田町上丁23

電話：0187-43-3333 FAX：0187-53-2701

施設内容 1F 閲覧室、事務室、ボランティア室、閉架書庫 地下 閉架書庫

開館時間 火曜日～土曜日：9時～19時、日曜日：9時～17時

休館日 月曜日、祝日（月曜日が祝日の場合は翌日）、

月末、特別整理期間（年10日間）、年末年始（12/28～1/4）

蔵書冊数	種別	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	
(H31. 4. 1現在)	冊数	2,894	2,567	8,299	9,265	3,832	4,185	(冊)
	産業	芸術	言語	文学	郷土資料	児童書	その他	合計
	2,674	9,864	902	47,042	12,552	16,120	3,848	124,044

購入・貸出等の実績（H30年度）	購入冊数	寄贈冊数	来館者数	貸出人数	貸出冊数	うち児童書	インターネット利用者数
	1,665	773	40,871	11,596	43,116	9,558	1,119

公民館図書室

●西木公民館 仙北市西木町門屋字漆原89-2

電話：0187-47-3100 FAX：0187-47-3140

施設内容 1F 図書室

開館時間 8時30分～22時

休館日 年末年始（12/29～1/3）

蔵書冊数	種別	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	
(H31.4.1現在)	冊数	23	107	150	202	123	181	(冊)
	産業	芸術	言語	文学	郷土資料	児童書	その他	合計
	53	91	71	1,511	9	1,104	1	3,626

購入・貸出等の実績（H30年度）	購入冊数	寄贈冊数	来館者数	貸出人数	貸出冊数
	13	-	-	75	165

ボランティアグループ

地区	ボランティア名	主な活動	主な活動場所
田沢湖	アトリエ 3名	読み聞かせ	田沢湖図書館、生保内小学校
角館	うさぎのみみ 5名	読み聞かせ	学習資料館
	やさいの花 10名	朗読会	仙北市総合情報センター
	おはなしクローバー 7名	読み聞かせ	角館小学校
西木	ひまわりの会 12名	読み聞かせ	西明寺小学校

放課後児童クラブ

クラブ名称	小学校区	設置場所
白樺児童会	生保内小学校	生保内小学校内
ポプラ学園	神代小学校	神代小学校内
かくのだて児童クラブ	角館小学校	角館児童館内
かしわっこクラブ	白岩小学校	白岩小学校内
中川っ子クラブ	旧中川小学校	旧中川小学校内
マロンクラブ	西明寺小学校	J A秋田おぼこ西木大豆センター内
ひのきっこクラブ	桧木内小学校	桧木内小学校内

※令和2年4月から中川小学校は角館小学校と統合になりますが、中川っ子クラブは存続します。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○秋田県民の読書活動の推進に関する条例

平成二十二年三月三十日

秋田県条例第二十五号

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民読書活動推進基本計画)

第四条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。

3 県は、必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

(財政上の措置等)

第五条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第六条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○仙北市市民読書条例

平成23年6月28日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、市民の読書に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民の読書を促進するための措置に関する基本的な事項を定めることにより、心豊かな人々の多い元気なまち仙北市を目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 読書とは子どもにあっては、生活に必要な日本語を正しく理解し、表現力を高め、創造力を豊かにし、多様な人生を間接的に体験できるものであるとともに、自ら学ぶことを通して得た知識を学習の場で活用することにも寄与するものである。大人にあっては、知識や教養を高め、人生をより良く生きるための指針を得るものである。このような認識の下に、市民がより一層の読書を行うことができるよう、市はそのための施策を講じなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市立図書館等の蔵書の充実及び情報の提供に関すること。
- (2) 市立図書館、小中学校図書館、公民館等の相互の資料の活用を図るためのネットワーク化の構築に関すること。
- (3) 児童生徒の読書の促進及び学習支援の推進に関すること。
- (4) その他市民の読書の促進に必要な事業

(財政上の措置)

第4条 市は、市民の読書の促進に関する事業を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

第2次仙北市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

策定委員会

策定委員長	戸 澤 浩	教育部長
策定委員	嶋村 寅年子	子育て推進課長
策定委員	佐 藤 義 一	市民福祉部次長兼保健課長
策定委員	浅利 美智子	教育次長兼教育総務課長
策定委員	佐々木 幸美	教育次長兼生涯学習課長
策定委員	富岡 美津子	教育次長兼学習資料館・イベント交流館長
策定委員	佐々木 信介	市民会館長兼田沢湖図書館長

作業部会

部 会 長	米 澤 孝 子	北浦教育文化研究所長
副部会長	齋 藤 五 月	田沢湖図書館係長
副部会長	明 平 裕 子	学習資料館・イベント交流館主査
部 会 員	藤 村 香 織	子育て推進課主査
部 会 員	竹内 由美子	保健課母子保健係長
部 会 員	松 橋 千 幸	角館こども園副園長
部 会 員	浦 山 光 子	白岩小百合保育園副園長
事 務 局	佐 藤 文 恵	生涯学習課係長
事 務 局	藤 原 滉	生涯学習課主任

第2次仙北市子ども読書活動推進計画策定経過

年 月 日	内 容
令和元年10月30日	第1回策定委員会作業部会
令和元年11月21日	第2回策定委員会作業部会
令和元年12月18日	第3回策定委員会作業部会
令和2年 1月29日	第4回策定委員会作業部会
令和2年 2月 7日～2月27日	策定委員会作業部会意見聴取
令和2年 3月 3日	策定委員会作業部会第2次計画(案)検討会
令和2年 3月12日	策定委員会

第2次仙北市子ども読書活動推進計画

(令和2年度～令和6年度)

発行者 〒014-0392

秋田県仙北市角館町東勝楽丁19

仙北市教育委員会 生涯学習課

Tel:0187-43-3383 FAX:0187-54-1727

発行年月 令和2年3月